

○放置違反金等に関する車検拒否制度の運用等について

(平成18年5月18日島交指甲第334号関係所属長あて本部長例規通達)

最終改正 令和4年4月25日

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の7の規定による自動車検査証の返付を受けようとする者に対する当該返付の拒否（以下「車検拒否」という。）制度の運用に関しては、次のとおりとし、平成18年6月1日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

記

第1 警察署における対応

1 放置違反金滞納情報照会への対応

車検拒否制度を円滑に運用するためには、自動車使用者に対して当該自動車が自動車検査証の返付拒否の対象となるか否か等を確実に周知させることが重要であることから、自動車使用者本人又はその代理人から警察署交通課又は交通捜査課（係長制の警察署は交通係）宛てに、特定の自動車及びその使用者が車検拒否の対象となっているか否か等の照会（以下「放置違反金滞納情報照会」という。）がなされた場合は、次により対応すること。

なお、他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令に係る放置違反金滞納情報照会についても回答すること。

(1) 本人又はその代理人からの照会である場合は、次のとおりとすること。

ア 来庁しての照会に限り受け付けるものとし、電話、ファクシミリ等による照会は受け付けないこと。

イ 放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）（様式第1号）への必要事項の記載・提出を求めること。その際、必要な本人確認を行い、照会者が代理人の場合は併せて委任状の提出を求めること。

ウ 放置駐車違反管理システムにより、必要事項を調査の上、次のとおり回答すること。

(ア) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合は、放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）（様式第2号）に必要事項を記載して交付すること。

(イ) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合は、自動車検査証の返付拒否の対象となっていない旨を口頭で回答すること。

エ 照会への対応時間は、平日の8時30分から17時15分までとすること。

(2) 自動車の継続検査又は構造等変更検査（以下「継続検査等」という。）の手続を代行する社団法人島根県自動車整備振興会会員事業者（以下「自動車整備

事業者」という。)からの照会である場合は、次のとおりとすること。

ア 社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページ上での放置違反金滞納情報照会の結果、自動車検査証の返付拒否の対象となっている可能性があることが判明した自動車について、より詳細な情報提供を求めるための照会である場合には、放置違反金滞納情報照会書(様式第3号)により照会するのとし、インターネット照会制度を利用しない自動車整備事業者からの照会であるときは、同様式の「電磁的方法を利用しない場合用」(以下「同意書」という。)の提出を、継続検査等を電磁的方法により行うときは同様式の「電磁的方法を利用する場合用」(以下「承諾書」という。)の提出を求めること。

イ 同意書欄に自動車使用者名の記載があることを確認した上、放置駐車違反管理システムにより必要事項を調査の上、次のとおり、できるだけ早く回答すること。

(ア) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合は、放置違反金滞納情報回答書(自動車整備事業者用)(様式第4号)に必要事項を記載して照会者に交付すること。

(イ) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合は、その旨を口頭で回答すること。

ウ 照会への対応時間は、平日の8時30分から17時15分までとすること。

エ 同意書及び承諾書の写しは、3年保存すること。

オ 自動車整備事業者に係る放置違反金滞納情報照会制度については、別表「放置違反金滞納情報照会制度の全体像」を参照すること。

2 納付書を紛失した者等への対応

(1) 警察署においては納付書の再発行を行わないこととしているので、納付書を紛失した者や自動車使用者に代わって放置違反金等を納付しようとする者が警察署に来庁した際は、納付の機会を確保するため、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)の規定により当該放置違反金等に相当する額の現金を出納員が領収することができる。この場合、必要な本人確認を行い、当該納付しようとする者が代理人(自動車整備事業者を含む。)の場合は併せて委任状の提出を求め、放置駐車違反管理システムにより納付命令事実の有無を確認するものとする。

(2) 出納員が(1)により現金を領収したときは、納付・徴収済確認書(様式第5号)を交付するものとする。

3 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付

(1) 都道府県公安委員会から放置違反金等の督促を受けた自動車使用者は、道路交通法第51条の7第1項の規定により、継続検査等に際して、放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならないこととされている。この書面とは、自動車の使用者が指定金融機関等の窓口

で放置違反金等を納付した際、納付書に添付されている領収証書等である。

また、警察本部において滞納処分により放置違反金等の全額を徴収した場合は、当該放置違反金等に係る自動車の使用者に対し、納付・徴収済確認書を交付することとしている。これも、同項の書面に該当する。

- (2) 放置違反金等を納付した者が(1)の書面(領収証書等又は納付・徴収済確認書)を紛失したことを申し出た場合は、納付・徴収済確認書交付申請書(様式第6号)の提出を求めた上、必要な本人確認を行い、申請者が代理人の場合は併せて委任状の提出を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付・徴収済確認書に警察署長印を押し、交付すること。

また、自動車整備事業者が代理人として申請する場合は、様式第3号別紙の納付・徴収済確認書交付申請書兼委任状の提出を求めること。

なお、自動車整備事業者が提出した納付・徴収済確認書交付申請書兼委任状は、3年保存とする。

- (3) 他の都道府県公安委員会による放置違反金納付命令については、納付・徴収済確認書を交付しないこと。

第2 警察本部交通部交通指導課における対応

1 放置違反金滞納情報照会への対応

放置違反金滞納情報照会への対応は、第1の1に定める警察署における対応と同様とする。ただし、自動車整備事業者が同意書及び承諾書をファクシミリ送信して照会してきた場合は、同意書の同意・誓約書(兼)委任状欄と承諾書の放置違反金滞納情報照会における同意書継続検査(車検)における確認事項及び承諾書欄に自動車使用者名の記載があることを確認した上、放置駐車違反管理システムにより必要事項を調査の上、次のとおりできるだけ早く回答すること。

- (1) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっている場合は、放置違反金滞納情報回答書(自動車整備事業者用)に必要事項を記載して照会者にファクシミリ送信すること。
- (2) 照会に係る自動車及びその使用者が自動車検査証の返付拒否の対象となっていない場合は、その旨を電話で回答すること。

2 放置違反金等の納付書の再発行

納付書を紛失した者や自動車使用者に代わって放置違反金等を納付しようとする者に対しては、納付が簡便に行われるよう、その申請に応じ次により対応すること。

- (1) 放置違反金等の納付書の再発行を求める者が来庁したときは、必要な本人確認を行い、再発行申請者が代理人(自動車整備事業者を含む。)の場合は併せて委任状の提出を求め、放置駐車違反管理システムによる調査をした上で、申請に係る納付書を再発行すること。
- (2) 郵送により放置違反金等の納付書の再発行の申請があったときは、本人の現住所を確認できる書面等が同封されていることを確認した上、放置駐車違反管

理システムによる調査をした上で、申請に係る納付書を郵送して再発行すること。

- (3) 自動車整備事業者が(1)の申請に当たり提出した同意書及び承諾書と別紙の放置違反金納付書再発行申請書兼委任状は、3年保存すること。
- 3 放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付
放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付は、第1の3に定める警察署における対応と同様とする。ただし、郵送による申請も受け付けるものとし、本人の現住所を確認できる書類等が同封されていることを確認した上、郵送して再発行すること。
- 4 車検拒否制度の施行に関する問い合わせ等への対応
自動車整備事業者からの放置違反金滞納情報照会及び自動車使用者、自動車整備事業者、車検場の職員等からの車検拒否制度の施行に関する問い合わせには、すべて交通指導課において対応すること。

別表 [略]

様式 [略]